

平成29年度第3回  
「東京2020オリンピック・パラリンピック  
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成29年7月14日（金）  
都庁第二本庁舎31階特別会議室27

(午前9時59分開会)

○東條オリパラアセスメント担当課長 本日は、お忙しい中、委員の皆様には御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、平成29年度第3回「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

初めに、評価委員会を公開で行うことについてでございますけれども、評価委員会の設置及び運営に関する要綱第6条の規定に基づき公開とさせていただきます。

傍聴の方は、途中退席されても結構です。

なお、御発言等は御遠慮いただきますよう、お願いいたします。

本日は会議次第でございますとおり、「有明テニスの森」及び「大井ホッケー競技場」についての、評価書案に係る意見見解書の報告と項目別審議、「カヌー・スラローム会場」についての、評価書及びフォローアップ計画書の報告、「その他」となっております。

それでは、ここからは、会長に進行をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○柳会長 おはようございます。

それでは、議事に従って進めてまいります。

議事の1「有明テニスの森について」です。評価書案に係る意見見解書についての報告をお願いいたします。

○臼井施設調整担当課長 それでは、有明テニスの森の意見見解書について説明いたします。

有明テニスの森の評価書案を4月19日に環境局長に提出するとともに、オリンピック・パラリンピック準備局のホームページで公表いたしました。その後、5月22日の評価委員会にてお諮りしまして、意見聴取の手続を開始しました。

また、都民の方々からの意見募集については、評価書案の公表と同時に開始し、4月19日から6月2日までの45日間で行いまして、2件の御意見をいただきました。

いただいた御意見に対する意見見解書を6月29日に環境局長に提出し、同時にホームページで公表したところでございます。

お手元に配付している意見見解書の20ページをご覧くださいますと、有明テニスの森の評価書案に対しまして、大気等に関する御意見などをいただいております、その御意見の内容と実施者の見解をまとめておりますので、概略を説明いたします。

「3. 騒音・振動」に関する御意見から説明させていただきますけれども、「工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動に関しては、法定速度の遵守やアイドリングストップの徹底

など、騒音・振動の発生抑制に努められたい。建設機械の稼働に伴う騒音・振動に対しては、規制値を満足しているとはいえ、近隣住民からの苦情等には、窓口を設置するなど真摯に対応されたい」という御意見をいただいております。

これに対する見解ですが、工事の実施に当たっては、極力、沿道に住宅等が存在しない湾岸道路等を利用するほか、規制速度の遵守等により、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の影響の低減に努めます。

また、工事に関する近隣からの相談窓口を設置し、住民からの問合せに対しては、迅速かつ適切に対応を行いますといった見解をお示ししてございます。

次に、21ページをご覧ください。「9. 交通渋滞」に関する御意見ですけれども、「工事用車両の走行ルートについて、工事用車両走行ルートとしている特別区道江615号線については、通学路の安全確保のため現在、特殊車両の通行を原則禁止している。特殊車両の走行ルートは、計画地西側の出入口を利用の際は、都道484号への迂回を検討されたい。

有明地区においては、有明アリーナ、有明体操競技場、BMXコース、有明テニスの森など各競技施設が整備されるほか、民間による開発も予定されている。

地域内における各種工事が同時施工されることから、工事用車両の集中、歩行者・車両の交通安全及び工事現場周辺の環境保全等について、関係者により設けられた協議の場において、関係者相互に連携、調整を行い、工事を円滑に遂行されたい」という御意見をいただいております。

ここで、工事用車両について19ページをご覧ください。御意見にある特別区道江615号線は、有明テニスの森の北側の道路でございまして、都道484号といたしますのは東側の道路となっております。

先ほどの御意見に対する見解ですけれども、「工事用車両の走行ルートについては、極力、特別区道江615号を回避し、都道484号豊洲有明線及び補助315号線から計画地内に入出場する施工計画を検討していきます。特別区道江615号から入出場する場合は、通学時間帯を避けるとともに、交通整理員の配置や運転者への安全走行の徹底により、歩行者の安全を確保します。

また、工事の実施に当たっては、工事用車両の走行台数を極力削減するため、工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努めるほか、規制速度の遵守等により、工事現場周辺の環境保全に努めます。

工事用車両の走行に当たっては、交差点右左折時の徐行や、歩道進入時の一時停止等を行

うよう運転者に対する指導を徹底させ、歩行者の交通安全に努めます。

また、有明北地区におけるほかの会場等の建設の状況を把握した上で、本工事の工事車両運行計画を作成していきます」といった見解をお示ししてございます。

続いて、同じく21ページの「10. 公共交通へのアクセシビリティ」に関する御意見でございますけれども、「周辺道路は傾斜が少なく、広く歩道が整備されている。公共交通は券売機の操作面が車椅子利用者からでは高い位置に設置されていることや、蹴込みが浅いため操作面に手が届かない可能性が高い。エレベーターが複数台の車椅子を同時に移送できるサイズを確保されていないものが多い。

コロシアムブリッジはスロープが設置されているが、車椅子利用者が自走で通行するには傾斜が高く、斜面も長い。エレベーターも設置されているが、複数台が同時に乗車できるサイズが確保されていない。

車椅子競技の会場となっており、公共交通における車椅子利用者の快適性が向上するような計画を希望します」という御意見をいただいております。

これに対する見解ですが、大会時の観客の主要な動線については、組織委員会、国及び都が、協議会を設置して策定した「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえ、施設管理者等にアクセシビリティの確保について働きかけていきますといった見解をお示ししてございます。

以上で、有明テニスの森の意見見解書の説明を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か質問はありますか。よろしいでしょうか。

片谷委員、どうぞ。

○片谷委員 今、御説明いただいた21ページの交通渋滞のところ、有明北地区における他の会場の建設の状況という、この他の会場というのは、オリンピック・パラリンピック施設のことですか。

○臼井施設調整担当課長 そのように考えてございます。

○片谷委員 この後の審議で出てくる大気のところの意見にもかかわるのですが、事業の複合というのは、必ずしもオリンピック・パラリンピック施設だけではないので、それ以外の事業がこの地域内で実施されるものと工期が重なる場合には、ほかの事業への配慮というか、できるだけピークがずれるような配慮も必要になりますので、オリンピック・パラリンピックの他の会場だけというような見解だと、ちょっと心配な点があるというのが私の

見解なのですが、いかがでしょうか。

○柳会長 いかがでしょうか。オリンピック関係以外にも、区が行うその他の工事等、それから民間が行う工事等も考えられるのではないかという点ですけれども。

○臼井施設調整担当課長 そういう意味では、近隣の工事などとも調整をしながら、工事等を進めることが通常かと考えてございます。そういうところも含めまして、近隣の工事の状況も踏まえて進めていければと考えてございます。

○柳会長 それでは、状況をよく適切に把握されて、進めていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

ほかになければ、次に、評価書案の項目別審議を中項目ごとに行います。

初めに、大項目分類の「環境項目」における中項目「主要環境」の小項目「大気等」について審議を行います。こちらは片谷委員に検討をいただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、大気に関連の御説明をさせていただく前に、関連の資料がございます。資料2-5の次のページに追加資料をつけてございますので、この追加資料につきまして、オリパラ準備局のほうから最初に説明をさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○臼井施設調整担当課長 それでは、再びオリンピック・パラリンピック準備局の臼井から、追加資料について御説明させていただければと思います。

まず、有明テニスの森に関してですが、評価書案に記載した工事用車両の合計台数に変更がございますので、今回、この追加資料を用意して説明させていただければと思っております。大気等や騒音・振動等の予測条件となる大会開催前の将来交通量については、有明アリーナ及び有明体操競技場の整備に伴う工事用車両の合計台数を用いております。

予測に当たっては、合計台数が最大となる工事着工後10カ月目の台数を用いておりますが、精査した結果、こちらの台数について今回変更させていただくという形で、資料を用意させていただきました。

なお、評価の記載については変更はございません。

変更の箇所の具体的な内容について、担当から説明させていただきます。

○オリパラ準備局 それでは、追加資料の内容について、簡単ですが御説明させていただきます。

まず、1ページ目に、工事用車両の台数について記載してございまして、上段の表が変更後、下段の表が評価書案で掲載した内容になってございます。それぞれNo. 1とNo. 2という2つの断面箇所の工事用車両の台数を記載してございまして、今回、変更があったのがNo. 2のほうの台数になります。No. 2の一番右下に、有明テニスの森、有明体操競技場、有明アリーナ全ての台数、合計の値が入ってございまして、変更後でございましてと1万6,592台、評価書案に掲載した値が1万6,613台ということで、20台程度でございまして、少し過大な設定をしていたところでございます。

その結果に伴いまして、工事用車両の走行に伴います大気汚染物質、騒音・振動、それから交通渋滞という項目がございまして、その結果でございましてけれども、資料の4ページ目が工事用車両の走行に伴う二酸化窒素の影響の評価になります。20台ぐらい少し多かったということだったので、評価の結果といたしましては、日平均値の年間98%値で見ただくと、No. 2が0.049ということで、評価の結論としては変更ございません。

5ページ目が浮遊粒子状物質でございまして、こちらも評価の結果としては変更ございません。

それから、騒音でございましてけれども、8ページ目でございまして。こちらは評価書案に掲載した値が、No. 2の断面で67dBでございまして、変更後については66dBということでございます。

振動につきましては9ページ目でございまして、こちらもNo. 2の断面で、評価書案に掲載したものと変更後で、いずれも同じ、昼間42dB、夜間38dBでございまして。

最後、10ページ目に、交通渋滞の値についても変更させていただいてございます。

資料の御説明は以上でございまして。

○東條オリパラアセスメント担当課長 引き続き、大気の項目の説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料2-1をご覧くださいませでしょうか。

読み上げさせていただきます。

審議資料、項目：主要環境（大気等）

担当：片谷委員。

## 意見

### 【大気等】

1 有明地区において、本事業とは別に有明アリーナ等の工事が同時に進められ、工事用車

両の集中が懸念されることから、この影響を考慮し、大気質への影響のより一層の低減に努めること。

#### 【大気等】

2 建設機械の稼働に伴う排出ガスは評価の指標を満足しているが、計画地近傍には住宅や福祉施設等の環境上配慮すべき施設が存在していることから、環境保全措置を徹底し、建設作業における大気質への影響のより一層の低減に努めること。

以上、2点でございます。

まず、1番目の意見についてでございますけれども、先ほどの追加資料の4ページをご覧くださいただけますでしょうか。4ページの表1-4(1)になります。二酸化窒素の影響についてでございますけれども、年平均を日平均に換算した値が0.049ppmということで、環境基準値の範囲内になっておりまして、評価の指標を満足するという形になっております。

また、同じ資料の5ページの表1-5(1)で、浮遊粒子状物質につきましても、日平均値は0.051mg/m<sup>3</sup>となっております、こちらも基準値の範囲内ということで指標を満足しております。

なお、評価書案のほうをご覧くださいなのですが、81ページが工事用車両のルートと車両の走行に伴う影響の予測地点を示した図になってございます。前回の有明体操競技場の審議の際にもお話をさせていただいた形にはなるのですが、先ほど片谷委員からお話がありましたが、有明地区では、大会関連施設の複数の工事、会場の工事ですとか、ほかに民間の開発などの工事も同時に進められていくことがございます。複数の工事が同時に進められるということで、工事用車両の集中が懸念されるというような状況がありますので、有明地区では、これまでも同様の意見をつけてきたということはあるのですが、今回も、工事用車両集中の影響についても考慮していただきたいということです。それが1番目の意見になってございます。

次に、2番目の意見についてでございますけれども、評価書案の100ページをご覧くださいただけますでしょうか。こちらは建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の影響と、浮遊粒子状物質の影響の評価になってございます。こちらにつきましても、二酸化窒素のほうは0.048ppm、浮遊粒子状物質のほうは0.051mg/m<sup>3</sup>ということで、いずれも基準の範囲内になってございます。ただ、計画地の近くには、住宅ですとか保育園、いわゆる福祉施設など、環境上配慮すべき施設が存在しているということで、このあたりでまた戻っていただく形になってしまうのですが、69ページをご覧くださいただけますでしょうか。

こちらが土地利用状況になりますけれども、図の明るい黄色の部分が住宅になっております。有明テニスの森の計画地のすぐ上にも黄色い部分がありますけれども、これが総住戸数1,000戸以上の大規模マンションが2棟建っているようなもので、大きなマンションが建っているところになっています。

こちらのマンションの中に福祉施設、保育園が入っているのですけれども、評価書案の73ページにその表記をしてございます。73ページの図9.1-11で、26と25ということで記載してある青い三角のところは保育園になっております。そのすぐ左隣にも18番の福祉施設の記載がございますけれども、こちらも保育園になってございます。このように、住宅ですとか保育園等、環境上配慮すべき施設が存在していることを踏まえまして、環境保全措置を徹底して、建設作業における大気質への影響のより一層の低減に努めていただきたいということが2番目の意見になります。

以上です。

○柳会長 それでは、ただいまの説明につきまして、片谷委員、何か補足はございますでしょうか。

○片谷委員 今、東條課長が説明してくださったとおりの趣旨なのですけれども、これは、このオリパラのアセスだけではなくて、条例のアセスでも幾つか既に出てきていることで、前回も似たようなことを申し上げましたけれども、近隣で複数の事業が並行して行われるような場合の評価は、その辺を注意して厳しく見る必要があるという趣旨であること。

それから、2番目は、指標を満足するというにはなっているわけですが、二酸化窒素の環境基準というのは極めて微妙な書き方になっているわけですし、本来は、現状より上回らないようにもっと努力しなくてはいけないという趣旨の基準なのです。ですから、満たしていると言い切ることに実はちょっと問題があるということもありまして、評価書案の記載を変えるということまで指摘はいたしませんけれども、指標を満足しているというように安心できる話でもないことは、一応、指摘はさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、より一層の低減の努力をしていただく必要があるという趣旨の意見であるというのが結論ということなんです。

○柳会長 それでは、ほかに御意見、御質問ございますか。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 追加資料の件でお伺いしたいのですけれども、こちらのほうで、No.2のところで変わりましたよという御説明なのですけれども、見させていただきますと、有明体操競技

場と有明アリーナの工事用車両の交通量が変わっていると。大型車と小型車の内訳等が変わっているということなので、それで全体の評価ということで、それはそれで構わないとは思いますが、今度、この2つの案件についての取扱いについては、どのようになるのでしょうか。

有明体操競技場と有明アリーナのところで変更というように記載されていらっしゃいますので、その件についての評価書等の扱いはどのようになるのでしょうか。

○臼井施設調整担当課長　そういう意味で、今回こういう形で変更させていただきましたので、次の図書で載せていくような形でと考えています。

○オリパラ準備局　まず、有明体操競技場につきましては、次に評価書を公表することになりますので、その評価書で内容のほうは反映させていただければと思っております。

有明アリーナのほうは、もう既に評価書が公表済みで、今、フォローアップの調査を進めている状況でございますので、そのフォローアップの報告の中で、実際の数字につきまして、また御報告をさせていただければと考えてございます。

以上でございます。

○柳会長　次の図書で記載するということですが、谷川委員よろしいでしょうか。

○谷川委員　その辺を、事前の説明のときにさせていただければよかったのかなと思いました。

○柳会長　ほかにいかがでしょうか。

御意見がないようですので「大気等」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「生活環境」の小項目「騒音・振動」について審議を行います。こちらは山本委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長　それでは、騒音・振動について説明させていただきます。資料2-2をご覧ください。

読み上げさせていただきます。

審議資料、項目：生活環境（騒音・振動）

担当：山本委員。

## 意見

### 【騒音・振動】

1 有明地区において、本事業とは別に有明アリーナ等の工事が同時に進められ、工事用車

両の集中が懸念されることから、この影響も考慮し、工事用車両による騒音・振動のより一層の低減に努めること。

#### 【騒音・振動】

2 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音について、予測は勧告基準を下回るとしているが、計画地近傍には住宅や福祉施設等の環境上配慮すべき施設が存在していることから、環境保全措置を徹底し、建設作業騒音のより一層の低減に努めること。

以上、2点になります。

1番目の意見につきましては、先ほど大気のところでもお話しさせていただきましたけれども、この有明地区では複数の工事が同時に進められるということで、工事用車両の集中が懸念されるといった状況を踏まえたものになっております。

工事用車両の走行に伴う予測地点につきましては、評価書案の171ページにその地点を示しております。No.1とNo.2ということになります。

評価につきましては、先ほどの追加資料8ページの表2-3(1)の右から2つ目の列「工事用車両による増加分」のところをご覧くださいますと、増加分自体は1未満になっておりまして、工事用車両の影響を加えた、右から3列目、その左隣の「将来交通量の騒音レベル」につきましても、評価の指標であります、法に基づく騒音に係る環境基準の70dBを満足している状況になっております。

工事用車両の走行に伴う道路交通振動につきましても、追加資料の9ページの表2-4(1)にございますように、右から2つ目の列の増加分は1未満となっております。工事用車両の影響を加えた「将来交通量の振動レベル」、その左隣の数値につきましても、評価の指標を満足している状況になっています。

このように、評価の指標自体は騒音、振動ともに満足をしているところがございますけれども、先ほど、大気の部分でも御説明をさせていただきましたとおり、複数の工事が同時に進められるようなこともございますので、こうした影響も考慮して、工事用車両による騒音・振動のより一層の低減に努めていただきたいということが1番目の意見でございます。

2番目の意見につきましては、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音についてでございます。こちらにつきましては、評価書案のほうを見ていただきたいのですが、183ページにコンター図がございます。こちらをご覧くださいますと、レベル最大地点の建設作業騒音が62dBになっておりまして、187ページの2)のアの部分に記載がございますけれども、こちらは評価の指標を満足しているという形になっております。

ただ、こちらでも大気の箇所でお話をさせていただきましたけれども、計画地の近くには住宅ですとか保育園といった環境上配慮すべき施設が存在しているということがございますので、こういった周辺環境も考慮していただいて、環境保全措置を徹底して、建設作業騒音のより一層の低減に努めていただきたいと思いますというのが2番目の意見になります。

以上です。

○柳会長 それでは、ただいまの説明について、山本委員、何か補足することはございますか。

○山本委員 道路交通騒音・振動につきましては、先ほどの説明のとおりです。

先ほどの追加資料の8ページに、変更後と変更前の数字が載っておりますけれども、上の表の下の段の右から3つ目、66dBというのが変更後であり、下の表の下の段の右から3つ目が67dBですので、指標としては1dB下がったということですが、騒音の指標の表示方法が、少数以下を四捨五入して整数であらわすということですので、67が66になったといっても、非常に小さな差であるということだけは御理解いただければと思います。

それから、建設機械の稼働に伴う騒音ですが、今、説明がありましたように、評価書案の183ページのところに南側のほうで最大値62dBが発生するということになっています。

ただ、こちらは首都高速湾岸線という相当大きな騒音を発生する道路がありますので、建設作業騒音というよりは、道路騒音のほうが非常に高いと思われます。特に問題はないと思いますけれども、先ほども説明がありましたけれども、一歩北側のほうに60という数字が書かれていまして、そのところにマンションが2つあると。さらに「キッズガーデン」というのもあるということです。

ご覧いただきたいのが、177ページの工事着工後7カ月目の建設機械の稼働位置ですが、敷地の北側に近接して住宅がありますけれども、それに近いところに建設機械が並ぶこととなります。

ここは、実際に建物が建つということで、工事が幾つか予定されておりますけれども、ここからマンションまでの距離が50mぐらいと非常に近い。もちろん途中に区道がありますけれども、建設工事現場としては非常に近いところにあることとなります。ただし、数値的には5%値で60以下ということで、問題はないとは思われますけれども、予測上は建設機械が稼働している状態の騒音を計算するわけですが、建設工事現場には、作業員がいろいろ作業をすることに伴って、思いがけないような大きな音が出ることもあります。したがって、住宅あるいは保育園等に配慮して、苦情が出ないようにいろいろ環境保全措置を徹底していただ

きたいということで、2番目の意見をつけている次第になっています。

以上です。

○柳会長 それでは、何か御意見、御質問ございますか。

追加資料の変更後の振動については、表の中身は全く同じということで、変化はないということですよ。ただ、変更後という形で載せているだけという理解ですよ。再掲しているだけですよ。

○山本委員 いえ、これは計算しています。計算しているけれども、少数以下1桁にも出てこない変化ということです。

○柳会長 出てこないの、変わっていない。でも、表上は変わっていないので、コンマ以下のことは何も記載がないので、読む側にとっては分からないということですね。結果的には同じ表になっていますということですね。

何かほかに御質問等ございますか。

特に御意見がないようですので「騒音・振動」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

続いて、中項目「アメニティ・文化」の小項目「景観」、「自然との触れ合い活動の場」、「歩行者空間の快適性」について審議を行います。こちらは平手委員、興水委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料2-3をご覧くださいませでしょうか。読み上げさせていただきます。

審議資料、項目：アメニティ・文化（自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性）  
担当：興水委員。

## 意 見

### 【自然との触れ合い活動の場】

1 計画地の有明テニスの森は、自然との触れ合い活動の場として広く利用されているが、工事中はほぼ全面的に利用できなくなることから、工事内容や工事工程等について周知徹底し、公園利用者への影響を最小限に抑えること。

### 【歩行者空間の快適性】

2 既存街路樹等について、可能な限りの保全を図り、樹形を大きく仕立てる剪定を計画的に実施していく計画としていることから、道路管理者、公園管理者等と十分連携を図り、

これらの対策を確実に実施するとともに、より一層の暑さ対策に努めること。

以上、2点になります。

まず、1番目の意見についてでございますけれども、この有明テニスの森は、工事着工後1年程度は練習用コートの一部が使用できるということはありますけれども、最終的には全てのコートが使用できなくなりますので、工事内容ですとか工事工程等についてはきちんと周知を徹底していただいて、公園を利用する方への影響というものを最小限に抑えていただきたいということが1番目の意見です。

2番目の「歩行者空間の快適性」についてでございますけれども、評価書案の231ページに街路樹整備状況の図が載っています。緑の部分が街路樹ということで、図面上、都道のところに①-1、①-2とするされた地点がありますけれども、実際のここの地点の写真が、隣の230ページの下に掲載されています。この写真をご覧いただくと、まだ日陰をつくるほど高くない樹木という形もありますけれども、またページが飛んで申しわけないのですが、241ページの「(2) 評価の結果」の最後の段落の部分では、都として、アクセス経路沿いの既存街路樹について可能な限りの保全を図って、大会会場周辺の既存街路樹について、樹形を大きく仕立てる剪定を計画的に実施していくというようなことが記載されておりますので、道路管理者ですとか公園管理者等と十分連携を図っていただいて、これらの対策を確実に実施していただくとともに、より一層の暑さ対策に努めていただきたいというのが2番目の意見になります。

なお、「景観」につきましては、平手委員に御検討いただきましたが、その結果、意見なしとなっております。

事務局からは以上です。

○柳会長 それでは、平手委員、「景観」につきまして何か補足はございますか。

○平手委員 眺望の変化があるのが202ページのNo. 3からの写真で、コートの位置関係が変わる程度でございます。

それから、緑視率の変化につきましては、204ページの表にありますように、1%未満となっておりますので、先ほど事務局から話がありましたように、意見なしとさせていただきます。

○柳会長 それでは「自然との触れ合い活動の場」、「歩行者空間の快適性」につきまして、興水委員、何か補足はございますか。

○興水委員 評価書案の220ページに、自然との触れ合い活動の場に関する図面がありますけ

れども、この計画は、既にテニスの競技場として大変著名な有明コロシアム周辺の一帯を、オリンピック仕様に大改修しようということになるわけですが、いずれにしても、既にいろいろな形で利用されている場所で、著名な場所でもあります。そういう意味で、この改修工事に伴って利用が中断されることがあるわけですので、そうした経緯について丁寧に説明をして、これまでの利用者の便を損なうことのないような配慮をしてくださいというのが意見の1でございます。

それから、歩行者空間の快適性につきましては、先ほど事務局から御説明がありました231ページでございますように、ベイエリアは、ここに限らずオリンピック・パラリンピック開催期間中、夏の期間、大変暑い時期に観客あるいはアスリートたちが暑熱の被害に遭わないようにということで、今から大変苦慮しているようですが、いずれにしても、観客についていえば、駅からのアクセスの場所がまだまだ緑陰が育っているような状況ではありませんので、この場所について、特に都道あるいは特別区道といった道ですので道路管理者と十分協議をして、緑陰等が充実するように、暑さ対策に努めてほしいという意見でございます。

以上です。

○柳会長 それでは、ほかに御意見、御質問はございますか。

御意見がないようですので「自然との触れ合い活動の場」、「歩行者空間の快適性」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

続いて、中項目「安全・衛生・安心」の小項目「安全」、「消防・防災」について審議を行います。こちらは水村委員、池上委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料2-4をご覧くださいませでしょうか。読み上げさせていただきます。

審議資料、項目：安全・衛生・安心（消防・防災）

担当：池上委員。

## 意 見

### 【消防・防災】

避難経路は非常時でも迷わず避難できるよう計画することから、非常時の情報伝達手段について、具体的に記述すること。

「消防・防災」の意見については、評価書の372ページをご覧くださいませでしょうか。

「9.15.4 評価」の(2)です。「1)耐震性の制度」、「2)津波対策の程度」、「3)防火性の程度」の3点につきましては、法令上ですとか行政の計画上の基準を満たすものとされており、その点については問題ないのかなというところですが、1枚戻っていたら370ページの一番下ですが、防火性の部分で、緊急時の避難経路について、非常時でも迷わず避難できるよう計画をするというような記述がございますので、非常時の情報伝達手段というようなところを具体的に記述していただきたいという意見になります。

なお、「安全」につきましては、水村委員に御検討いただきましたが、その結果、意見なしということでございます。

事務局からは以上です。

○柳会長 それでは、「安全」につきまして、水村委員、何か補足はございますか。

○水村委員 345ページをご覧ください。安全に関しまして、「1)危険物施設等からの安全性の確保の程度」、「2)移動の安全のためのバリアフリー化の程度」、「3)電力供給の安定度」という点について評価しております。

評価結果に記載しておりますが、危険物施設等に関しましては、計画地周辺にガソリンスタンドが分布しているのですが、その内容に関しましては「東京都地域防災計画」等に示されている安全性に関する目標等との整合が図られていることが確認できておりますので、よろしいであろうと。

また、移動の安全のためのバリアフリー化に関しましては、建築物バリアフリー条例や、あるいはアクセス、移動に関しましては「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえた整備を行っていくということで大丈夫であろうと。

さらに、電力供給に関しましても、非常用発電設備の導入や自立運転型の太陽光発電設備の設置等が位置づけられておりますので、こうしたことから、評価の指標は満足していると判断いたしました。

以上です。

○柳会長 それでは、「消防・防災」につきまして、池上委員、何か補足はございますか。

○池上委員 348ページの「10)法令等の基準等」をご覧くださいますと、調査は、災害対策基本法、これが昭和36年、建築基準法、昭和25年、消防法、昭和23年と、いずれも古いのです。

皆様も御承知のように、東日本大震災ですが東北地方太平洋沖地震、熊本地震、今、起こっております集中豪雨の九州と、今までに経験したことのない災害が起きていますので、こ

の基準法だけでいいのかというのがちょっと心配であります。

例えば、熊本で、前震と、本震というのはその後にあります、建築基準法に関しては見直しをという動きも今、専門家から出ているので、注意をして当たっていただきたいということですね。

それから、津波に関しても、東日本大震災で大変大きな津波がありまして、あの地域にはもう何回も来ていて、未曾有の災害ではないのですけれども、かなりのダメージを受けたということで、今までに経験したことの無いとおっしゃる方もおられるのですが、地域の方は何回も経験しておられるのです。それで、その対策をしていて、しかも宮古では10mの堤防をつくっていたのですが、それを乗り越えてきてしまったということがあるので、一応、基準には当てはまってはいるのですけれども、それ以上が来たときにどうするかということも頭に入れておかないと大変なのかなというのが、ちょっと心配であります。

今、避難経路は非常時でも迷わず避難できるように計画するとありますが、ここに、誰もが迷わずにということが大事ですね。オリンピック・パラリンピックがあることだし、目の不自由な方、それからお子さんもおられるし、外国人もおられるということで、情報伝達手段と、書いたら1行で済んでしまうのですが、中身のほうはとても濃いことだなということが一つあります。

これからの対策ですが、注意していただきたいのは、避難誘導に当たる人たちの教育です。避難経路というのもきちんと書いてありますが、ここでしっかりマニュアルができていても、それを使いこなす人材がとても大事なので、今後のことですが、その辺も考慮に入れて当たっていただきたいというのが意見です。

以上です。

○柳会長 それでは、ほかに御意見ございますか。よろしいでしょうか。

御意見がないようですので「消防・防災」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

それでは、次に中項目「交通」の小項目「交通渋滞」、「公共交通へのアクセシビリティ」、「交通安全」についての審議を行います。こちらは水村委員に検討をいただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料2-5をご覧ください。

読み上げさせていただきます。

審議資料、項目：交通（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）

担当：水村委員。

## 意見

### 【交通渋滞、交通安全 共通】

1 有明地区において、本事業とは別に有明アリーナ等の工事が同時に進められ、工事用車両の集中が懸念されることから、環境保全措置を徹底し、より一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。

### 【公共交通へのアクセシビリティ】

2 工事の実施に伴い使用できなくなる国際展示場駅から練習用コートへのアクセス経路について、代替路を設置するとしていることから、事前に周知徹底し、利用者に支障がないよう配慮すること。

以上、2点になります。

1番目の意見につきましては、先ほど、大気ですとか騒音・振動の部分でも申し上げさせていただいたことと重なる部分はあるのですけれども、有明地区においては、複数の工事があるということで、車両が集中する懸念があるということ踏まえたものになっております。

評価書案の394ページの図を見ていただきますと、緑の部分が通学路になっております。有明テニスの森の北側の部分にも通学路がございます。先ほども申し上げたのですけれども、北側に大きなマンションがあるということで、実際、現場に行った際も、ランドセルを背負って帰ってくる小学生がいたりといったところを多く見かけたところがございます。そういった環境がございますので、環境保全措置を徹底して、より一層の交通の円滑化ですとか、交通安全の確保に努めていただきたいという意見が1番目の意見でございます。

2番目の意見につきましては「公共交通のアクセシビリティ」に関してでございます。有明テニスの森までの最寄り駅としては、評価書案の381ページでございますように、ゆりかもめの有明テニスの森駅と有明駅、りんかい線の国際展示場駅がございます。なお、隣の380ページに表9.17-2がございますけれども、この3つの駅の中では、国際展示場駅の利用者のほうが多くなっているという状況です。

工事が始まってからも1年程度は、練習用のコートについては一部、供用が続くということがございますので、評価書案の386ページの「(5) 予測結果」の一番下の行に、国際展示場駅から練習用コートへアクセスする経路については代替路を設置するということが記載されております。

1枚おめくりいただいて、388ページの「9.17.4 評価」の「(2) 評価の結果」ですけれど

も、下から2つ目の段落の部分では、代替路を設置するので、計画地へのアクセスの所要時間に著しい変化は生じないということが記載されていますが、この代替路に関しては、事前に周知を徹底して、利用者に支障がないように配慮していただきたいというのが2番目の意見になります。

事務局からは以上です。

○柳会長 それでは、ただいまの説明につきまして、水村委員、何か補足することはございますか。

○水村委員 交通量に関しましては、先ほど来、議論として挙がっておりますけれども、本日の追加資料の最後の10ページ目に「3. 交通渋滞」ということで、交通量の予測結果が示されておまして、実質的には、総交通量に対して工事用車両は2%以下です。ただし、先ほど来、お話にある民間開発に関する交通量が加算されていないことが若干問題だと思うのですが、基本的には、交通渋滞としては、現況で明確になっている数値からは余り想定されないのですが、事故となりますと、住宅がある、福祉施設があるということで、こうした量とはかかわらず可能性があるということで、ここでは環境保全措置の徹底という表現でお示ししています。

先ほどの意見見解書の21ページの実施者の見解で、通学時間帯を避けるとか、より詳細な措置についても言及されておりますので、意見のほうでは保全措置という言葉で済んでしまっているのですが、よりソフトな対応で円滑化及び安全の確保を明確に位置づけていくことが必要だと思います。

以上です。

○柳会長 それでは、ほかに御意見、御質問等ございますか。

御意見がないようですので「交通渋滞」、「公共交通へのアクセシビリティ」、「交通安全」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

有明テニスの森の本日予定していた項目別審議は、以上で終了いたしました。他の項目につきましては、次週に審議いたします。

次に、議事の2に入ります。

議事の2「大井ホッケー競技場について」です。

評価書案に係る意見見解書について報告をお願いいたします。

○臼井施設調整担当課長 それでは、大井ホッケー競技場の意見見解書について説明いたします。

大井ホッケー競技場の評価書案は、4月19日に環境局長に提出するとともに、オリンピック・パラリンピック事務局のホームページで公表いたしました。その後、5月22日の評価委員会にてお諮りしまして、意見聴取の手続を開始しました。

また、都民の方々からの意見募集については、評価書案の公表と同時に開始し、4月19日から6月2日までの45日間で行いまして、4件の御意見をいただきました。いただいた御意見に対する意見見解書を6月29日に環境局長に提出し、同時にホームページで公表したところでございます。

お手元に配付している大井ホッケー競技場の意見見解書の18ページをご覧ください。大井ホッケー競技場の評価書案に対しまして、環境全般に関する御意見などをいただいておりますので、概略を説明いたします。

まず、19ページをご覧ください。「5. 緑」に関する御意見としてなのですけれども、(1)の2段落目になりますが、「大井スポーツ公園は、樹木が豊かで、自然豊かな中でスポーツを楽しむ貴重な公園です。自然との共生を掲げているオリンピックだけにできる限り多くの樹木を公園内に移植するなどの方法をとっていただきたいと思います」という御意見をいただいております。

これに対する見解ですが、「事業の実施に当たっては、第一球技場計画地内において、工事によって影響が生じる既存樹木について樹木診断を実施し、植生に影響を及ぼすおそれのある外来種等を除き、樹勢や樹形が良好で移植が可能な樹木については、可能な限り大井ふ頭中央海浜公園内へ移植することを検討します。

また、現時点において、既設ドッグラン周辺に生育しているケヤキの大径木については、現位置にて保存する計画です」といった見解をお示ししてございます。

続いて、「7. 交通安全」に関する御意見ですが、同じ19ページの一番下になりますけれども、「工事期間中における工事車両の増加等により交通渋滞の発生が懸念されます。交通渋滞を回避するために、抜け道として通学路や生活道路に流入する車両が増加するおそれがありますので、区民の安全を考慮した予防策を講じてください。

工事用車両の走行ルートについては、予定されている品川区道準幹線35の整備工事に支障が出ないように選定してください。また、車両の出入場ルートについては当区と十分協議した上で決定してください」という御意見をいただいております。

これに対する見解ですが、工事の実施に当たっては、工事用車両の走行台数を極力削減するため、工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努めます。

工事用車両の走行に当たっては、交差点右左折時の徐行や、歩道進入時の一時停止等を行うよう運転者に対する指導を徹底させ、歩行者の交通安全に努めます。

また、品川区道準幹線35を工事用車両が走行する場合には、工事工程の相互調整について事前に区と十分協議を実施した上で、詳細な施工計画を検討していく予定ですといった見解をお示ししています。

次に、20ページをご覧ください。「1. その他」に関する御意見としては、(1)の2段落目以降になりますけれども、「去年8月にオリンピックホッケー会場建設によりドッグラン移設に関するアナウンスがありました。移設に関してそれ以来音沙汰がなく敷地内にある管理事務所に聞いても分からないとのこと。早く移設場所をドッグランの利用者みんなに知らせてください」という御意見をいただいております。

これに対する見解ですが、既設ドッグランの代替となる施設については、大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森内のくすのき広場付近に設置する計画であり、平成29年7月から工事に着手し、平成29年10月ごろの完成を予定しております。

使用開始時期等については、詳細が決定次第、東京港南部地区海上公園ガイドホームページ等でお知らせいたしますといった見解をお示ししています。

以上で、大井ホッケー競技場の意見見解書の説明を終わります。

○柳会長 ただいまの説明について、何か質問はありますか。よろしいでしょうか。

それでは、評価書案の項目別審議を中項目ごとに行います。

初めに、中項目「アメニティ・文化」の小項目「景観」、「自然との触れ合い活動の場」、「歩行者空間の快適性」について審議を行います。こちらは平手委員、輿水委員に検討をいただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料3-1をご覧くださいませでしょうか。

読み上げさせていただきます。

審議資料、項目：アメニティ・文化（景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性）

担当：平手委員、輿水委員。

## 意 見

### 【景観】

1 メインスタンドは公園の風景に溶け込む落ち着いた色彩とするとしていることから、代

代表的な眺望地点に公園内からの地点を追加した上で、色彩計画について分かりやすく説明すること。

【自然との触れ合い活動の場】

2 計画地が所在する大井ふ頭中央海浜公園は、自然との触れ合い活動の場として広く利用されていることから、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に当たっては、環境保全措置を徹底し、公園利用者の活動を阻害しないよう努めること。

【自然との触れ合い活動の場】

3 第一球技場計画地は改変され、第二球技場も改修工事が行われることから、工事中は施設の利用ができなくなるなど、自然との触れ合い活動の場に影響が生じるため、工事内容や工事工程等について周知徹底し、施設利用者への影響を最小限に抑えること。

【歩行者空間の快適性】

4 暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画としていることから、公園管理者、道路管理者等と十分に連携を図り、緑陰を確保するなど、より一層の暑さ対策に努めること。  
以上、4点になります。

まず、1番目の「景観」についてでございますけれども、評価書案の111ページに、景観の調査地点が記載されております。No. 1からNo. 3まで3地点という形になっております。ご覧いただくとお分かりのとおり、いずれも公園の敷地の外になっております。実際の3地点からのモニタージュが120ページから123ページあたりでございますけれども、大井ふ頭中央海浜公園はかなり緑が豊かな公園という形になっていますので、公園の外からは、この計画建築物が植栽によって見えない、視認できない状況となっています。

125ページの「9.4.3 ミティゲーション」の最後のポツですけれども、メインスタンドの色彩は東京都景観計画とか品川区景観計画に準じた色彩計画とさせていただきますので、このメインスタンドが視認できるようなところを眺望地点に追加していただけたらということで、代表的な眺望地点に公園内からの地点を追加した上で、色彩計画について分かりやすく御説明いただきたいというのが1番目の意見になります。

2番目の意見につきましては「自然との触れ合い活動の場」になりますけれども、136ページをご覧くださいませでしょうか。136ページの図では、赤い点線で囲まれた部分が計画地となっておりますけれども、緑になっていますが、一帯が公園部分になりますので、自然活動の場として広く利用されているという形になっています。

141ページの「9.5.3 ミティゲーション」の部分では、低公害型の工事用車両を極力採用

するとか、不要なアイドリングの防止を徹底するとか、排出ガス対策型の建設機械を使用するというようなことを記載していただいているところですが、公園の中であるという立地を勘案していただいて、環境保全措置を徹底していただいて、公園を利用される方の活動を阻害しないようお願いしたいというのが2番目の意見になります。

3番目の意見につきましては、また136ページの図にお戻りいただければと思うのですが、先ほども申し上げましたとおり計画地、赤い部分は第一球技場及びその周辺、第二球技場という形になっておりまして、工事中は両方の球技場ともに利用ができなくなるということがございますので、工事内容とか工事工程等について周知を徹底していただいて、施設を利用する方への影響を最小限に抑えていただきたいというのが3番目の意見になります。

4番目の意見につきましては、152ページの図を見ていただくと、東京モノレールの大井競馬場前駅から計画地に向かっていくところで、アクセスをする経路における暑さ指数が、1枚おめくりいただいて154ページにございます。こちらには、日陰のない部分では最大で30℃、樹木等による日陰があるところでは28℃まで低下をするとされております。

次の155ページの「9.6.3 ミティゲーション」の部分ですが、3つ目のポツで、歩行者空間の暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画とされておりますので、公園管理者ですとか道路管理者等と十分に連携を図っていただいて、緑陰を確保するとか、より一層の暑さ対策に努めていただきたいというのが4番目の意見になります。

事務局からは以上です。

○柳会長 それでは、「景観」につきまして、平手委員、何か補足することはございますでしょうか。

○平手委員 評価書案の19ページの歩行者動線計画図と111ページを見比べていただくとよろしいかと思うのですが、まず、メインスタンドは第一球技場のところがございます。先ほど説明がありましたように、ミティゲーションのところに、メインスタンドが公園の風景に溶け込む落ち着いた色彩とするということになっておりますけれども、111ページにありますように、現在の眺望地点では、それを視認することはできないということです。それで、19ページの地図にありますように、歩行者動線計画図で敷地の入り口付近になるかと思えますけれども、その公園内の地点を眺望地点として追加して、メインスタンドが視認できる場所を追加したいというのが意見でございます。

○柳会長 それでは、続いて「自然との触れ合い活動の場」、「歩行者空間の快適性」につきまして、興水委員、何か補足はございますか。

○興水委員 130ページ、131ページをご覧いただきたいと思います。大井ふ頭中央海浜公園は昭和53年に開園ですから、既に開園から39年たっているという意味で、東京湾の海上公園の中ではかなり古いほうの公園であります。そういう意味で、周辺の住民の方々にとり、利用の定着あるいは快適な緑空間を提供するという意味では大変重要な場になっているということですが、130ページの図をご覧いただいておりますように、その公園のほぼ真ん中に第一球技場、第二球技場というオリンピック仕様のホッケー場が整備されることとなりますので、その整備の工事期間中は快適性であるとか利用性が損なわれることは当然、考えられるわけですが、それについては、十分な環境保全措置を講じるとともに、工事工程についても十分周知をして、できるだけ影響を少なくしてほしいという要望を出したということでございます。

緑陰についても、公園の真ん中の道路がメインの道路になるわけですが、公園管理者と十分協議をして、改修工事後も緑陰が損なわれないように配慮してほしいという意見を出したということでございます。

以上です。

○柳会長 それでは、ほかに御意見、御質問ございますか。

池上委員、どうぞ。

○池上委員 今、国交省の無電柱化推進のあり方検討委員会の委員をしているので、ちょっと気になったのですが、121ページの写真をご覧いただきますと、大会施設ができるところに電柱がありますね。これは、関連の工事に伴って無電柱化を進めていくのでしょうか。分かる範囲内で結構なのですが、お答えいただきたいと思います。

小池都知事もとても推進しておられるので、この機会にさせていただけたらというのが私の意見です。

以上です。

○臼井施設調整担当課長 無電柱化については、現在、東京都でも計画的に進めているところではございますけれども、この該当の写真については、大井ふ頭中央海浜公園の区道のところだと思いますが、状況を確認させていただいて、またお知らせさせていただければと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御意見がないようですので「景観」、「自然との触れ合い活動の場」、「歩行者空間の快適性」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「安全・衛生・安心」の小項目「安全」、「消防・防災」についての審議を行います。こちらは水村委員、池上委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 「安全」については水村委員、「消防・防災」については池上委員に御検討いただいたところがございますけれども、いずれも意見なしということで承っております。

○柳会長 それでは、「安全」につきまして、水村委員、何か補足はございますか。

○水村委員 安全に関しましては、263ページに評価が掲載されております。先ほど同様「1) 危険物施設等からの安全性の確保の程度」、「2) 移動の安全のためのバリアフリー化の程度」、「3) 電力供給の安定度」に関する評価なのですが、検証の結果、各種計画に即した形で計画がとられておりますので、特に意見はなしといたしました。

以上です。

○柳会長 続いて、「消防・防災」について、池上委員、何か補足はございますか。

○池上委員 282ページをご覧いただきたいのですが、赤枠で追記されております上のほうですが、大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標として、人命の安全確保に加えて機能確保が図られているとありますね。この囲みと、下のほうにも赤枠で書かれているように、安全性が保たれているということです。それから、285ページには緊急時の避難経路をきちんと明記していただいているので、これでいいのではないかと。

あとは、実際に建物ができ上がってから実地検証が必要になりますが、その部分をきちんとしていただけたいのではないかとということです。

以上です。

○柳会長 それでは、何か御意見、御質問はございますか。よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、「安全」、「消防・防災」につきましては、意見なしといたします。

続いて、中項目「交通」の小項目「公共交通へのアクセシビリティ」、「交通安全」について審議を行います。こちらは水村委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料3-2をご覧いただけますでしょうか。読み上げさせていただきます。

審議資料、項目：交通（公共交通のアクセシビリティ、交通安全）

担当：水村委員。

#### 意 見

##### 【公共交通のアクセシビリティ、交通安全 共通】

工事の実施に伴い、工事用車両が公園内を走行することから、園内施設へのアクセス経路及び一般歩行者の交通安全の確保に努めるとともに、工事用車両の走行ルート等を事前に周知徹底し、利用者に支障がないよう配慮すること。

こちらの1点の意見になります。

こちらの意見についてでございますけれども、評価書案の299ページの図をご覧くださいませすでしょうか。工事用車両の走行ルート等が記載されている図になります。こちらをご覧くださいませますとお分かりになるかと思いますが、工事用車両が公園内を走行する形になります。例えば第一球技場とか第二球技場のすぐ右側に比較的狭い通路があるのですけれども、その通路についても工事用車両が走行していくようなこともございます。

こういった通路は、工事中は恐らく進入とか通行は禁止されることになるかと思いますが、このように園内の通路を工事用車両が通行していく形になりますので、園内の施設にアクセスをする経路の確保とか一般歩行者の交通安全の確保に努めていただきたいということ、あと、工事用車両の走行ルート等につきましても、事前に周知を徹底するなど、利用者に支障がないように配慮をしていただきたいというような意見になります。

事務局からは以上です。

○柳会長 それでは、ただいまの説明につきまして、水村委員、何か補足はございますか。

○水村委員 御説明いただいたとおりなのですが、299ページにありますとおり、公園の北側には集合住宅地及び福祉施設等の生活施設が所在しているのですけれども、工事用車両は主に首都高速湾岸線、湾岸道路を使用するという事です。もう一つ、289ページに主要歩行者動線ということで、鉄道駅からの公園利用者の歩行者動線がありますけれども、そのあたりで公園利用者に若干の危険性があるということで、このような意見とさせていただきます。

以上です。

○柳会長 それでは、ほかに御意見、御質問ございますか。よろしいでしょうか。

御意見がないようですので「公共交通へのアクセシビリティ」、「交通安全」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

大井ホッケー競技場の本日予定していました項目別審議は、以上で終了いたしました。他の項目につきましては次週審議いたします。

次に、議事の3に入ります。

議事の3「カヌー・スラローム会場について」です。

評価書及びフォローアップ計画書についての報告をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 カヌー・スラローム会場につきましては、5月に評価委員会で御審議をいただいた後、環境局長意見をアセス実施者であるオリンピック・パラリンピック準備局に対して、5月29日に送付をしております。

その意見を踏まえまして、オリンピック・パラリンピック準備局のほうで評価書を作成して、6月29日に公表しているところでございます。また、フォローアップ計画書も6月30日に公表されましたので、評価書とフォローアップ計画書をあわせてオリンピック・パラリンピック準備局のほうから御報告させていただきます。

○臼井施設調整担当課長 カヌー・スラローム会場につきましてはですが、ただいま説明がありましたとおり、平成29年5月29日に受領しました環境局長意見を踏まえまして、6月29日に評価書を環境局長に提出いたしました。

環境局長による審査意見書への対応については、資料4「カヌー・スラローム会場環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連」に記載してございます。

また、評価書で行った予測評価に対する追跡調査を実施していくため、フォローアップ計画書を作成し、6月30日に環境局長に提出いたしました。今後、このフォローアップ計画書に基づき調査を行い、報告書をまとめていくこととなります。

それでは、資料4「カヌー・スラローム会場環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連」をご覧ください。本資料の幾つかの項目を抜粋して、概略を説明させていただきます。

まず、1ページ目の3段目の「生物・生態系」につきまして、残置されるクロマツ植林内には、注目される植物のタンキリマメが生育していることから、フォローアップ調査で工事後の生育状況を報告することという御意見をいただきました。

これにつきましては、評価書の148ページをご覧ください。「9.3.3 ミティゲーション」の「(2) 予測に反映しなかった措置」の2番目のポツに、タンキリマメの生育状況をフォローアップ調査で確認することを追記いたしました。

続きまして、また資料4に戻っていただきまして、下から2段目の「景観」につきまして、

代表的な眺望地点として設定している地点からカヌー・スラロームコースの様子を把握することができないため、眺望地点を追加することという御意見をいただきました。

これにつきましては、評価書の186ページをご覧ください。表9.6-2にカヌー・スラロームコースである土木構造物を視認できる眺望地点として、No.6の地点を追加いたしました。

そのほか、187ページの図9.6-1にも追記するとともに、199ページには眺望の状況を記載してございます。

続きまして、資料4の2ページ目の上から2段目の「水利用」についてでございますけれども、2つの御意見をいただいております。

まず、1つ目は、本事業は、競技コースの貯留水及び補給水・洗浄水に全て上水を使用する計画としているが、上水以外の利用の可能性について示すことという御意見をいただきました。

これにつきましては、評価書の240ページをご覧ください。「9.9.2 予測」の「(5) 予測結果」に、上水以外の利用の可能性の検討内容について追記してございます。

続きまして、「水利用」の2つ目につきましては、ろ過施設を設置することで貯留水の入替え頻度を抑え、上水使用量の節約を図っているが、ろ過施設の仕様、運用計画や補給水・洗浄水量が不明確であるため、これらを具体的に示すことという御意見をいただきました。

これにつきましても、評価書の240ページの表9.9-9に、ろ過施設の仕様、運用計画や補給水・洗浄水量等について追記いたしました。

次に、資料4の2ページ目の下から2段目の「温室効果ガス、エネルギー 共通」につきましては、温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量について、管理棟に係る削減対策が環境保全措置として挙げられているが、本事業においては競技コースの揚水ポンプやろ過施設による影響が大きいことから、これらの施設についても必要な環境保全措置を講じ、より一層の削減に努めることという御意見をいただきました。

これにつきましては、評価書の292ページをご覧ください。「9.12.3 ミティゲーション」の「(1) 予測に反映した措置」の一番下のポツと「(2) 予測に反映しなかった措置」の上から2番目のポツに、ポンプやろ過施設に係る対策について追記いたしました。

このほか、301ページにも同様に記載してございます。

最後に、資料4の2ページ目の一番下の「土地利用」につきまして、葛西臨海公園や葛西海浜公園などの周辺施設との一体的な活用を図り、東京の豊かな自然や水辺を生かした新たな

にぎわいの拠点となるとしていることから、この一体的な活用について、具体的に記述することという御意見をいただきました。

これにつきましては、評価書の309ページをご覧ください。「9.14.4 評価」の「(2) 評価の結果」の上から4行目の後半にあります「また」以降に、葛西臨海公園や葛西海浜公園との一体的な利用方法について追記いたしました。

資料4に関する説明につきましては以上でございまして、続いて、フォローアップ計画書の内容について、担当から説明いたします。

○オリパラ準備局 続きまして、フォローアップ計画書につきまして、お手元のフォローアップ計画書に基づき御説明させていただきます。

フォローアップ計画書の67ページをご覧くださいませでしょうか。こちらがフォローアップの工程とフォローアップ報告書の提出時期についてまとめたものになります。表の左側のほうに「大気等」から始まりまして「交通安全」まで、評価書で対象といたしました項目ごとに記載してございます。

まず、「大気等」や「騒音・振動」の工事用車両の走行に係るもの、それから「交通渋滞」につきましては、工事用車両の走行台数が最大となると想定される平成30年3月の時点でフォローアップの調査を実施する予定でございます。

建設機械の稼働に係るものにつきましては、建設機械の稼働台数がピークとなるであろうと想定される平成30年8月を対象に調査を実施する予定でございます。

「緑」ですとか「景観」に係るようなものにつきましては、施設が竣工した後、平成31年7月ごろをめどに調査を実施する予定でございます。

その他の項目などにつきましては、基本的に工事中、随時、実施をいたしまして、それらを含めまして、平成31年10月ごろをめどにフォローアップ報告書を提出したいと考えてございます。

めくっていただきまして、69ページが東京2020大会の開催後のフォローアップの計画になります。大会が終わりました後、施設が供用された段階で、1年間ぐらいの情報を収集いたしまして、最終的なフォローアップ報告書を提出してまいりたいと考えてございます。また、「緑」とかにつきましても、供用段階になった後、夏場の7月ぐらいに調査を実施して、御報告したいと考えてございます。

御説明は以上でございます。

○柳会長 それでは、ただいまの説明について、何か質問はございますか。よろしいでしょ

うか。

それでは、次に議事の4「その他」に移りたいと思います。

事務局から報告事項をお願いいたします。

○臼井施設調整担当課長 それでは、オリンピック・パラリンピック準備局の臼井から、1件報告させていただければと思います。

オリンピックアクアティクスセンターについては、フォローアップ計画書を10月14日に公表し、施設整備を進めているところですが、先日、報道発表もいたしましたとおり、処分場の受入基準を上回る汚染土壌が確認されましたので、御報告させていただきます。

お手元に配付している資料5のA4、2枚の「オリンピックアクアティクスセンター（仮称）(27) 新築工事における建設発生土の取扱について」をご覧ください。

まず、「1 経緯」についてです。オリンピックアクアティクスセンターについては、環境局に土壌汚染対策法等に基づく届出を行い、地歴上「汚染のおそれなし」と認められ法手続を完了しまして、平成28年10月から液状化対策工事、本年4月から本体工事に着手してまいりましたが、今般、今年度の建設発生土を搬出する準備を行っていたところ、処分場の受入基準値を上回る汚染土壌が確認されました。

続いて、「2 調査について」をご覧ください。(1)に記載のあるとおり、平成28年度の発生土については、調査の結果「汚染なし」として5万9,200m<sup>3</sup>を搬出済みです。

(2)になりますが、平成29年度以降の発生土の搬出については、搬出に先立って調査をした結果、対象度量11万7,300m<sup>3</sup>のうち、5万m<sup>3</sup>について汚染が確認されました。

2枚目に、別添図「掘削断面と汚染土分布イメージ」がございますので、こちらと1枚目の(2)の最後の3行を両方あわせてご覧いただければと思うのですが、汚染土につきましては、おおむね現在の地盤面から5～8mの深さの部分に存在しておりまして、周辺で地下水の飲用利用は確認されていないことから、健康被害のおそれはございません。また、これまでの工事においても、拡散防止対策等を実施し、適切に管理してございます。

続いて、1枚目の「3 今後の対応」をご覧ください。施設整備においては、今回の結果を踏まえ、近隣住民や関係機関等への説明を速やかに行うとともに、拡散防止対策等を講じて汚染土壌を適切に搬出、処分してまいります。

本日は、施設整備を進める中で、処分場の受入基準値を上回る汚染土壌が確認されたことについて、まず御報告差し上げました。今後、内容を整理いたしまして、フォローアップ報告の際に説明させていただきたいと思います。

以上、オリンピックアクアティクスセンターに関して御報告させていただきました。

○柳会長 ただいまの説明について、何か質問等ございますか。

片谷委員、どうぞ。

○片谷委員 確認だけなのですけれども、29年度の「汚染あり」が5万 $\text{m}^3$ というのは、最大値という見方ですか。要するに、5万 $\text{m}^3$ 全部を検査されたわけではないですよ。最大でこのぐらいという見積もりという理解でよろしいですか。

○臼井施設調整担当課長 区切って確認した上で、この5万 $\text{m}^3$ というのは、汚染が確認された土壌ということで公表させていただいているところでございます。

○柳会長 谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 この場所は、審査のときにも、かなり可能性があり得ますよねということを上上げた記憶があるのですけれども、今回のアセスの趣旨ではないのかもしれませんが、原因が一体何なのかということが、いずれ何らかのところで発表されるのかどうか。

それから、ここに書いてあるものは、これである程度、全容が確定した数字なのか、それともまだ補足等を行うのか。特に、今回掘削した場所も含めてそうなのですが、周辺も広げていろいろ調査をやられたのか、その辺がもしお分かりになれば教えていただければと思います。

○臼井施設調整担当課長 原因が何かについてでございますけれども、その原因が、もともとの由来としては想定されないところもあったとは思いますが、今後、原因について特定することができた場合には御報告させていただければと思っております。

また、全容が確定した数値かどうかという意味では、今回、これが調べた結果として把握している現在の状況でございます。また、これ以上のことが分かるようなことがあれば、再度、改めて御報告させていただければと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

○東條オリパラアセスメント担当課長 補足なのですけれども、土壌汚染の関係の原因というお話があったのですけれども、大分昔の昭和の初めのころの埋立ての土だということがあるようなので、基本的には、なかなか分からないというか、原因を特定するのが難しいという状況にはあるようです。水銀と鉛ということだったので、自然由来で出るものでもあるらしくて、そういった意味で、もし何か分かればまた御報告はさせていただきたいと思うのですけれども、原因の特定は難しい部分もあるのかなというところになります。

以上です。

○柳会長 これは、施設の建設に当たって、必ず掘削して搬出する土壌であるということなので、施設構造上は、必ず全部搬出しなければいけないところに汚染土があるということなので、そのまま現状で封じ込めということは考えていないということなので、

○臼井施設調整担当課長 施設を建設するに当たって、発生する土の量になります。そこにあると、工事としては進まなくなりますので、適切に、法にのっとって対応していくところでございます。

○柳会長 土対法で対象になっている物質以外の油分とかそういうものについては、別途対策を講ずるということなのでしょうか。

○臼井施設調整担当課長 それ以外の物質を確認していく予定は今、ないかと思いますが、法にのっとって適切にやらせていただければと思っています。

○柳会長 ですから、油分は油分ですね。油のところは対象外ですね。土対法では規制対象にしていないので、その対象についてどのように処理されるかは、別途、何らかの対策を講ずるということですね。

○臼井施設調整担当課長 その他の部分について、今、私が情報を持ち合わせておりませんので、確認して、また御説明させていただければと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 アセスの手續上は、多分、掘削していわゆる有害物質が出たときには、適切に対応しますと書かれているので、その手續にのっとって粛々と進められているという理解でよろしいのですね。

○臼井施設調整担当課長 そのようになります。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

最後に、その他、事務局の説明について何か質問等はございますか。よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、これをもちまして本日の評価委員会は終了させていただきます。

(午前11時50分閉会)